第 4903 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2014年)平成26年 1月 17日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 公益法人への寄附

Ｑ：公益法人への寄附は非課税扱いになるのですか？

Ａ：国税庁長官の承認を得なければなりません。

【解説】

個人が法人に財産を寄附した場合は、原則として、譲渡とみなされ所得税がかかりますが、公益法人その他の公益の事業を目的とする法人（社会福祉法人、学校法人、宗教法人等）への寄附で①教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、②その寄附した財産が寄附後２年を経過する日までの間にその寄附をした法人の公益を目的とする事業の用に直接供されるか又は供される見込みであり、③寄附した者の所得税の負担を不当に減少させ又はその寄附をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税や贈与税の負担を不当に軽減するものでないことのすべての要件を満たすものについて国税庁長官の承認を得たものについては、非課税とされることとなっています。

承認を受けるには、承認申請書に一定の必要書類を添付しなければならず、不備があると承認されませんので注意してください。

なお、承認申請書等は、寄附をした者の所得税の納税地を所轄する税務署に寄附をした日から４ヶ月以内（４ヶ月経過前に寄付した年分の所得税の申告期限が到来する場合は、その提出期限まで）に提出しなければなりません。